

平成28年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	焼却炉関係費(ごみ焼却施設運営事業)			整理番号	-
				担当課係	環境衛生センター
事業予算費目	款	4	衛生費	記入者職・氏名	
	項	2	清掃費	内線等	32-8290
	目	2	塵芥処理費	事業区分	経常事業
	大事業	3	焼却炉関係費	事業期間	昭和 58 年 ~ 年度
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				

■事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条で、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならないと規定されており、一般廃棄物の処理は市町村の責務とされています。本事業では、一般家庭から排出されるごみ(一般廃棄物)、及び許可業者より搬入される事業系ごみ(事業系一般廃棄物)を焼却するための施設運営事業として、市民の生活環境の向上を目的として行っております。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)
	ごみ処理施設を常に最良の状態稼働させ、適正にごみ処理をおこない、性能を維持し各種設備機器類や排出ガス等を法令基準に適合させる。
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)
	一般廃棄物の適正な処理を確実にかつ安定的に実施し、公衆衛生の維持・向上を図るとともに、処理の効率化及び経費の節減等に努める。

■総合計画(後期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか?	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け		重点目標	<input checked="" type="checkbox"/>	基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	6. 「街が輝く」		
			中項目	①快適に暮らせる生活基盤の整備		
			小項目	5. 生活関連施設の整備		

(理由)
第5次総合計画で安全・安心・信頼のこまつしまとして、基本目標関連6.「街が輝く」①快適に暮らせる生活基盤の整備のなかで、「生活関連施設については、適切に維持補修を行い運用します。」として位置付けております。次期焼却施設等の中間処理施設の整備に向けた取り組みとして、徳島東部7市町村で構成される徳島東部地域環境施設整備推進協議会において広域整備に向けた協議を行ってまいりましたが、協議会解散に伴い、施設稼働終了の目的が不明になりました。今後において次期施設の稼働までの間、現有施設の処理能力維持のため効率的な運営に努め、施設のライフサイクルに応じた更新を進めるとともに、市民の皆様に分別の徹底をお願いし、資源ごみの回収を今以上に推進し、ごみの減量化を図ります。

■他の自治体の類似する政策との比較検討

ごみ処理は市町村の責務とされており、各自自治体の責任でそれぞれの自治体ごとに処理されています。近年は、行財政改革の一環として、民間委託の導入・推進や複数自治体の広域処理により経費削減等を行っております。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	一般家庭から排出されるごみ(一般廃棄物)の焼却処理、及び許可業者より搬入される事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の焼却処理等を行う。
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	ごみ焼却事業を実施することにより、一般廃棄物の適正な処理を行い、市民が快適に暮らせる生活環境の向上を図っています。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	ごみ処理施設の管理コストの削減について、特殊な設備であることは理解できるが、業務改善を行い、コスト削減に努めるべきである。また、維持管理に伴う専門性の高い技術者の育成にも取り組むべきである。また、収集運搬業務に関しては、今後も退職者欠員不補充を継続することは必要だが、あわせて職員配置転換等を進め、早期に民間委託をすべきである。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)
	現在のごみ焼却施設は、昭和58年3月に竣工し、平成13年3月にダイオキシン類の対策として排ガス高度処理改修工事を実施し、当初創業後32年目、改修工事後14年目となっています。国の制度改正で、新たにごみ処理施設を設置するには人口要件が5万人以上ないと交付金の対象とならないため、近隣市町村との広域により設置の整備の必要があり、計画から操業まで10年程度かかるため、現在の施設を適正に維持管理します。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	28年度	29年度	30年度	31年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0					
		地 方 債	0					
		その他(利用者負担等)	54,105	54,105				
		一 般 財 源	108,080	108,080				
	A 直接事業費(千円)	162,185	162,185	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.60 人	0.60 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	4,678	4,678				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計(千円)①+②	4,678	4,678	0	0	0	0	
A + B	166,863	166,863	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> a ない	理由	ごみ処理に関する事業を行わなかった場合、生活環境の保全が保てないため、住民生活に及ぼす影響は大きいと予想される。				
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> a できる	理由	該当するような類似事業が無いため、整理統合はできない。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> a ある	理由	老朽化が著しい当該施設は現在も運転管理に支障をきたすほどであり、ごみ焼却施設の維持管理について、3年毎の法定検査である、精密機能検査を実施し、その結果を基に適切に運転管理に努めてまいります。				

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	ごみ処理施設の維持運転管理について、精密機能検査(法定検査)の結果等を踏まえ効率的な運営を精査します。

所属長による総合的なコメント

建設当初より、長年にわたり地域生活環境保全上の支障がでないように、適切に管理運営をしている。しかしながら、経年劣化により大規模な基幹修繕・更新を必要とし、今後の施設運営に支障をきたす恐れがあることから、国・県より一般廃棄物処理施設の広域化の指導もある。現有施設の終了目途の立たなくなった現在は、方向性が示され目途が立つまでの間は、適切に維持管理運営し地域環境美化に努めなければならない。